

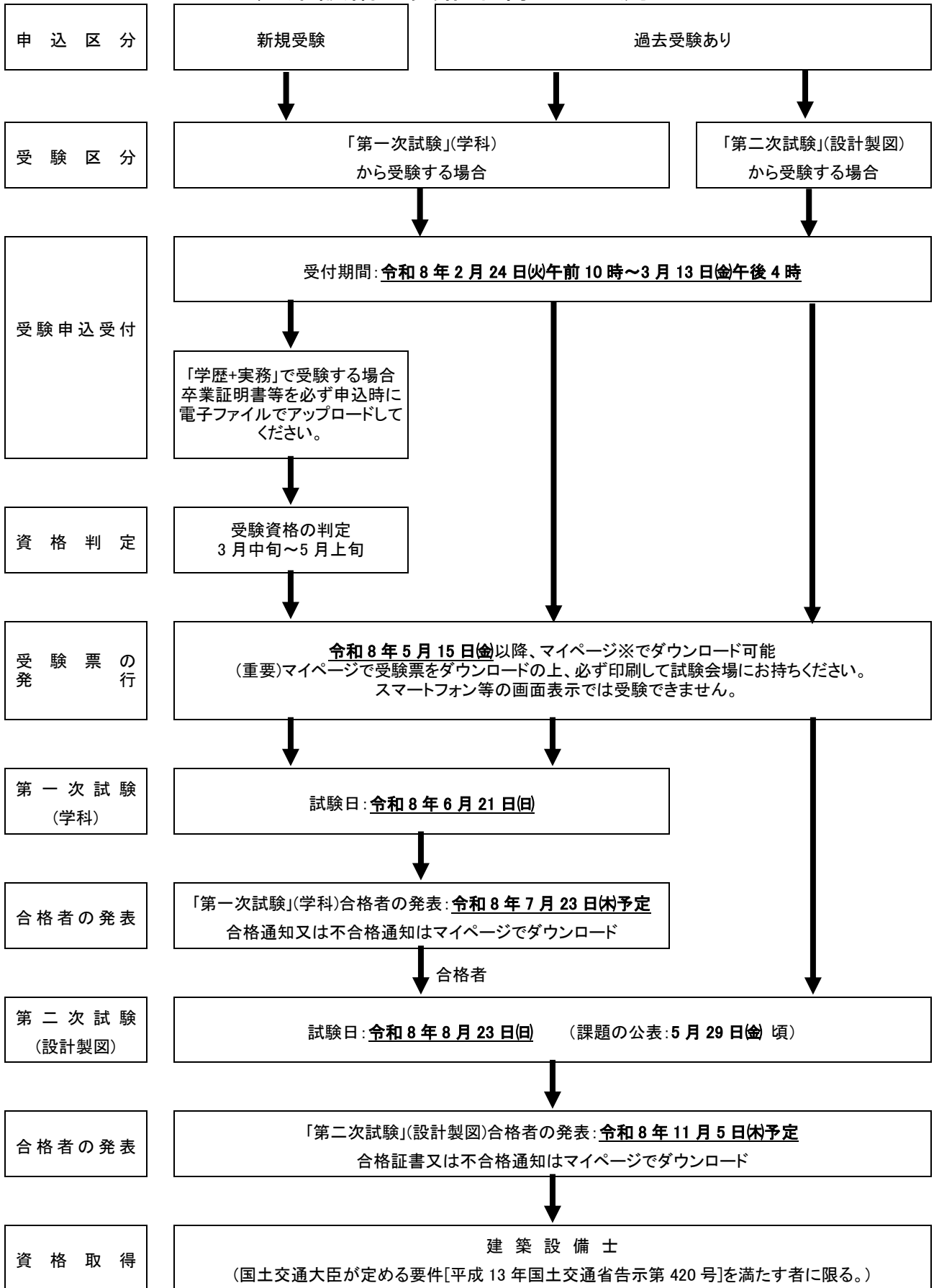
令和8年建築設備士試験 受験総合案内書

国土交通大臣登録試験実施機関

公益財団法人 建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号

＜建築設備士資格取得までの流れ＞



※マイページとは、インターネット受付における受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページです。

目 次

§ 1. 建築設備士制度について	1
§ 2. 試験案内	2
2-1. 試験の構成	2
2-2. 試験問題	3
2-3. 試験日及び時間割	3
2-4. 試験地及び試験会場	4
2-5. 天災等の措置	4
2-6. 合格者の発表	5
§ 3. 受験資格	6
3-1. 受験資格	6
3-2. 受験資格に関する学校の課程について	7
3-3. 建築設備に関する実務経験について	8
3-4. 実務経験年数の計算方法について	9
§ 4. 受験の申込	10
4-1. インターネット受付の手順	10
4-2. 受験手数料	11
4-3. 受験申込に必要な書類	11
4-4. 受験申込に関する注意	15
4-5. 受験特別措置	15
4-6. 受験票の発行	15
§ 5. 受験申込後の届出等	17
5-1. 受験申込記載事項変更届	17
5-2. 試験地変更願	18
§ 6. 実務経歴書等の入力方法	19
6-1. 実務経歴書の入力方法	19
6-2. 実務経歴書の入力例	20
6-3. 実務経験内容補足説明書の入力例	21
§ 7. 試験日当日の注意事項	24
7-1. 試験日当日の携行品	24
7-2. 「第一次試験」(学科)試験会場に持込みできる法令集について	25
7-3. 試験会場到着後の注意点	37
§ 8. 試験会場	38
8-1. 「第一次試験」(学科)試験会場	38
8-2. 「第二次試験」(設計製図)試験会場	38
8-3. 「第一次試験」(学科)試験会場案内図	39
8-4. 「第二次試験」(設計製図)試験会場案内図	40
§ 9. 受験問合せ先	41
§ 10. 建築設備士制度に関する法令及び告示	41
■参考資料 1	42
■参考資料 2	44

§ 1. 建築設備士制度について

○建築設備士制度

建築設備士制度は、建築設備の高度化、複雑化が進みつつある中で、建築設備に係る設計及び工事監理においてもこれに的確に対応するために、昭和 58 年 5 月、建築士法の改正時に創設されました。

建築設備士は、建築士法第 2 条第 5 項の規定において、その名称が定義されています。

また、同法第 18 条第 4 項の規定においては、建築士が延べ面積 2,000 m²を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合には、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないとされ、同法第 20 条第 5 項の規定においては、建築士が、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならないとされています。

建築設備士は、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者として位置付けられています。

○建築設備とは

建築士法第 2 条第 7 項の規定により建築基準法第 2 条第三号に規定する建築設備として定義され、具体的には『建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針』のことを指します。

○建築設備士になるための流れ

建築設備士になるためには、国土交通大臣登録試験実施機関である(公財)建築技術教育普及センター(以下、「センター」という。)が行う建築設備士試験に合格しなければなりません。この試験の合格者のうち、国土交通省告示に定める不適合要件(平成 13 年国土交通省告示等第 420 号)に該当しない者が、建築設備士となります。

○建築設備士登録制度

建築士法施行規則第 17 条の 35 の規定に基づき、建築設備士になられた方のために登録制度(登録は任意)が設けられています。この登録は、(一社)建築設備技術者協会(URL: <https://www.jabmee.or.jp/>)において行われています。

根拠法令については、§ 10 建築設備士制度に関する法令及び告示をご参照ください。

§ 2. 試験案内

2-1. 試験の構成

(1)試験の構成

試験は、「第一次試験」(学科)及び「第二次試験」(設計製図)により構成されます。「第二次試験」(設計製図)については、「第一次試験」(学科)合格後に受験することができます。

(2)「第一次試験」(学科)の免除

「第一次試験」(学科)に合格した場合、「第一次試験」(学科)に合格した次の年から続く4回のうち任意の2回(「第一次試験」(学科)に合格した年に行われた「第二次試験」(設計製図)を欠席した場合は3回)について、「第一次試験」(学科)の免除を受けることができます。

「第一次試験」(学科)の免除を受けるためには、受験申込受付期間内に「過去受験者の受験申込」において「第二次試験」(設計製図)から受験を選択する必要があります。

免除回数のお考え方については、下表の例を参考にしてください。

なお、「第一次試験」(学科)の免除回数について個別に回答しません。

「第一次試験(学科)」の合格年を1年目と仮定する場合の免除回数

例1) 2年目以降受験申込しない場合や「第二次試験」設計製図を欠席する場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
受験申込	申込	申込	申込しない	申込	申込	申込
第一次試験	合格	免除		免除	免除	要受験
第二次試験	出席① ↓ 不合格	出席② ↓ 不合格		欠席	出席③ ↓ 不合格	
第二次試験 試験終了時 残りの 第一次試験 免除回数	残り2回	残り1回	残り1回 申込しない 場合、免除 回数は減り ません。	残り1回 欠席した場 合、免除回 数は減りま せん。	残り0回	第一次試験 から受験が 必要です。

例2) 1年目に「第二次試験」設計製図を欠席後、2年目以降「第二次試験」設計製図を2回出席する場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
受験申込	申込	申込	申込しない	申込	申込	申込
第一次試験	合格	免除		免除	免除	要受験
第二次試験	欠席	出席① ↓ 不合格		欠席	出席② ↓ 不合格	
第二次試験 試験終了時 残りの 第一次試験 免除回数	残り3回 欠席した場 合、免除回 数は減りま せん。	残り2回	残り2回 申込しない 場合、免除 回数は減り ません。	残り2回 欠席した場 合、免除回 数は減りま せん。	残り0回 6年目以降 に繰り越し できません。	第一次試験 から受験が 必要です。

2-2. 試験問題

(1)出題数、出題内容等

試験の区分	出題形式	出題科目	出題数	出題内容
「第一次試験」 (学 科)	四肢択一	建築一般知識	27 問	建築計画、環境工学、構造力学、建築一般構造、建築材料及び建築施工
		建築法規	18 問	建築士法、建築基準法その他の関係法規
		建築設備	60 問	建築設備設計計画及び建築設備施工
「第二次試験」 (設計製図)	記述 及び 製 図	建築設備基本計画	11 問	建築設備に係る基本計画の作成
		建築設備基本設計製図	5 問	空調・換気設備、給排水衛生設備又は電気設備のうち、受験者の選択する一つの建築設備に係る設計製図の作成(共通問題及び選択問題)

(注)解答にあたり適用すべき法令については、令和8年1月1日現在において施行されているものとします。

(2)「第二次試験」(設計製図)の課題の公表

令和8年5月29日(金)予定にセンターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表します。

(3)試験問題の持ち帰り

試験室において配布した試験問題については、試験終了(「第一次試験」(学科)については、連続して行う試験ごとの終了)まで試験室に在席した場合に限り、持ち帰ることができます。

(4)「第一次試験」(学科)の正答肢の公表

「第一次試験」(学科)の正答肢については、試験日翌日以降にセンターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表します。

(5)「第二次試験」(設計製図)の問題集の体裁の変更について

「第二次試験」(設計製図)の問題集については、従来、B4判冊子としていましたが、令和8年からA4判冊子および別図(A2判)に再編します。

2-3. 試験日及び時間割

試験区分	試験日	時間割	
「第一次試験」 (学 科)	6月21日(日)	9:45~10:00(15分)	注意事項等説明
		10:00~12:30(2時間30分)	試験(建築一般知識、建築法規)
		12:30~13:30(1時間)	休憩
		13:30~13:40(10分)	注意事項等説明
		13:40~17:10(3時間30分)	試験(建築設備)
「第二次試験」 (設計製図)	8月23日(日)	10:45~11:00(15分)	注意事項等説明
		11:00~16:30(5時間30分)	試験(建築設備基本計画、建築設備基本設計製図)

2-4. 試験地及び試験会場

(1)「第一次試験」(学科)の試験地は、下表記載の試験地より選択します。

(2)「第二次試験」(設計製図)の試験地は、次のとおりとします。

①「第一次試験」(学科)からの受験者:「第一次試験」(学科)と同じ試験地

※沖縄県で「第一次試験」(学科)を受験後に合格した場合、「第二次試験」(設計製図)の試験地は福岡市となります。

②「第二次試験」(設計製図)からの受験者: 下表記載の試験地より選択

「第一次試験」(学科)		「第二次試験」(設計製図)	
試験地	試験会場	試験地	試験会場
札幌市	かでの2.7	札幌市	北海道経済センター
仙台市	宮城県建設産業会館	仙台市	宮城県建設産業会館
東京都	東京電機大学千住キャンパス	東京都	東京電機大学千住キャンパス
名古屋市	名城大学 天白キャンパス共通講義棟南	名古屋市	名城大学 天白キャンパス共通講義棟東
大阪府	新梅田研修センター	大阪府	新梅田研修センター
広島市	広島県情報プラザ	広島市	広島市文化交流会館
福岡市	南近代ビル	福岡市	西南学院大学
沖縄県	沖縄職業能力開発促進センター		

(注)試験会場については変更される場合があります。

第一次試験については令和8年5月15日以降に再度マイページより受験票を出力し確認してください。

第二次試験については、令和8年7月23日以降に再度マイページより受験票を出力し確認してください。

(3)試験地の変更については、転勤等のやむを得ない事情がある場合に限り認めます。変更手続きについては、「5-2. 試験地変更願」(17頁)を参照してください。

試験会場での駐車はできません

試験会場及びその周辺に自家用車等を駐車することはできません。他の交通機関を利用してください。
警察や試験会場当局等より撤去要請がある場合、試験時間内に撤去する必要があります。
一度退出する場合、それ以後の試験を継続することができません。

2-5. 天災等の措置

(1)「第一次試験」(学科)及び「第二次試験」(設計製図)ともに、再試験は実施しません。

(2)「第一次試験」(学科)において天災等により受験できなかった場合、センター理事長の承認により受験手数料を返還します。

(3)「第二次試験」(設計製図)において天災等により多数の受験者が受験できなかった場合、センター理事長の承認により次の措置を講じます。

①「第一次試験」(学科)からの受験者については、令和9年から令和13年までのうち3回の「第一次試験」(学科)を免除します。なお、受験手数料は返還しませんが、令和9年の試験に限り受験手数料を徴収しません。

②「第二次試験」(設計製図)からの受験者については、「2-1. 試験の構成(2)「第一次試験」(学科)試験の免除(2頁)」に記載している「次の年から続く4回」には、令和8年の試験を含めません。なお、受験手数料については、多数の受験者が受験できなかった場合でなくても、センター理事長が認める場合には返還します。

※天災等により受験できない場合、センターにお問合せください。

2-6. 合格者の発表

(1)合格者の発表

- ①「第一次試験」(学科) :令和8年7月23日(木)予定(合格通知又は不合格通知はマイページでダウンロード)
 - ②「第二次試験」(設計製図):令和8年11月5日(木)予定(合格証書又は不合格通知はマイページでダウンロード)
- 各試験の結果については、合否にかかわらずマイページ上で通知します。合格証書および通知書の郵送については、令和7年度以降廃止となりました。合格証書および通知書の発行については、電子発行となります。マイページよりダウンロードしてください。なお、不合格者には試験の成績も併せて通知します。ただし、欠席者(「第一次試験」(学科)における一部の科目欠席者も含む。)には通知しません。また、試験の合格者については、合格証書の発行により合格の通知とします。合格者の受験番号については、センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)に掲載します。

(2)合格基準等の公表

「第一次試験」(学科)及び「第二次試験」(設計製図)における合格者の発表時、以下の合格基準等をセンターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表します。

- ①「第一次試験」(学科)については、正答肢、配点及び合格基準点を公表します。なお、配点は各問題1点とします。また、合格基準点は原則として建築一般知識(27問)を13点、建築法規(18問)を9点、建築設備(60問)を30点、総得点(105問)を70点とします。ただし、採点の結果や試験問題の難易度を勘案して、補正を行う場合があります。
- ②「第二次試験」(設計製図)については、採点のポイント及び採点結果の区分、合格基準を公表します。なお、解答例については、公表することにより解答パターンの定型化等、適正な試験実施に影響を及ぼすことが想定されるため公表しません。解答例に代わるものとして、設問ごとに採点のポイントを公表します。

§ 3. 受験資格

3-1. 受験資格

注: 受験資格に関するお問い合わせについて

建築設備に関する実務経験に係る受験資格につきましては、受験資格審査委員会の審査により判定します。受験申込後に受験資格審査を実施しているため、申込受付時点では学歴区分の課程が個々に認められるか否か、建築設備に関する実務経験として認められるか否か等について、回答することはできません。

なお、受験資格審査の結果、受験資格なしと判定された場合、審査手数料 2,200 円(うち消費税額 200 円)を除く受験手数料を還付いたします。

以下区分のいずれかに該当する方は、受験資格があります。

なお、表中の学校は学校教育法に規定される学校(職業能力開発大学校等は職業能力開発促進法)を指します。

区分	条件	学 歴 、 資 格 等		建築設備に関する 実務経験年数	
		最 終 卒 業 学 校 又 は 資 格	課 程		
学歴 + 実務	(一)	大学(新制大学、旧制大学)	正規の建築、機械、電気又はこれらと同等と認められる類似の課程	卒業後 2 年以上	
	(二)	短期大学※、高等専門学校、旧専門学校	〃	〃 4 年以上	
	(三)	高等学校、旧中等学校	〃	〃 6 年以上	
	(四)	イ	専修学校(専門課程) (修業年限が 4 年以上、かつ、120 単位以上を修了した者に限る。)	〃	〃 2 年以上
		ロ	イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程) (修業年限が 2 年以上、かつ、60 単位以上を修了した者に限る。)	〃	〃 4 年以上
		ハ	イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)	〃	〃 6 年以上
	(五)	イ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (総合課程、応用課程又は長期課程)	〃	〃 2 年以上
		ロ	職業訓練大学校 (長期指導員訓練課程又は長期課程)		
	(六)	イ	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校 又は職業能力開発短期大学校 (特定専門課程又は専門課程)	〃	〃 4 年以上
		ロ	職業訓練短期大学校 (特別高等訓練課程、専門訓練課程又は専門課程)		
(七)	イ	高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力 開発促進センター又は障害者職業能力開発校 (普通課程)	〃	修了後 6 年以上	
	ロ	高等学校を卒業した後、職業訓練施設(職業訓練短 期大学校を除く。) (高等訓練課程、普通訓練課程又は普通課程)			
資格 + 実務	(八)	イ	一級建築士(免許の発行を受けた者に限る。)	2 年以上 (資格取得の前後 を問わず、通算 の実務経験年数)	
		ロ	1級電気工事施工管理技士		
		ハ	1級管工事施工管理技士		
		ニ	空気調和・衛生工学会設備士(空調部門・衛生部門いずれか)		
		ホ	第1種又は第2種、第3種電気主任技術者		
実務のみ	(九)	建築設備に関する実務の経験のみの者		9 年以上	
—	(十)	区分(一)から(九)までと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(必要書類については 12 頁参照)			

※専門職大学における前期課程の修了者については、短期大学の卒業者と同等とする。

3-2. 受験資格に関する学校の課程について

(1)認められている課程(卒業証明証に記載の学科名が、以下のいずれかであるもの)

建築科、建築学科、建築工学科、建築設備科、建築設備学科、建築設備工学科、設備工業科、設備システム科、建築設計科、建築設備設計科、建設科[建築(学)コースに限る。]、建設学科[建築(学)コースに限る。]、建設工学科[建築(学)コースに限る。]、 機械科、機械学科、機械工学科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、動力機械工学科、機械システム工学科、機械(・)電気工学科、 電気科、電気学科、電気工学科、電子科、電子学科、電子工学科、電気(・)電子工学科、電気システム工学科、電子システム工学科、電気電子システム工学科、電気(・)機械工学科、電子(・)機械工学科、電気通信工学科、電子通信工学科、通信工学科 (「建築第2学科」等の第2学科を含む。)

(2)個々に認める課程

上記(1)の認められている課程名と1文字でも違う課程(単語の順序が違う等含む。)については、提出された成績証明書又は単位取得証明書により一定の科目を履修していることが確認できる場合に認めます。**[環境システム工学科、電気電子情報工学科等など、上記(1)にある学科と類似するような名称の学科でも個々に認める課程となります。]**

(3)個々に認める課程の判定方法

以下の表に示す科目分野に該当する科目名が**5つ以上**成績証明書又は単位取得証明書に記載されている場合、正規の**建築又は機械、電気**の課程と同等と認めます。ただし、同じ科目分野内で複数科目を履修していても1分野につき1つと判定されますので、最低でも5分野以上の科目を1つずつ履修している必要があります。

たとえば電気理論の分野内で「基礎電気工学」・「電子工学Ⅰ」・「電気工学Ⅱ」という科目を3つ履修していても、科目数は3つではなく、電気理論として1つと判定されます。

(※自身が履修した科目が、どの科目分野に該当するのかを事前にお問い合わせいただいても回答できかねますので、試験申込時にご提出いただく成績証明書又は単位取得証明書をもって判定します。)

区分	科目分野	各分野に該当する科目名の具体例
建築	建築法規 建築計画 環境工学 建築一般構造 構造力学 材料 建築施工 建築設計・製図 建築設備 実験(実習)	建築法規など 建築計画論、建築計画概説など 環境工学、環境計画論、環境設備原論など 建築一般構造、建築構造概説など 構造力学、構造計画論など 建築材料、建築材料構成法、材料力学など 建築施工、施工計画など 建築図学、建築製図、建築設計演習など 建築設備、設備計画論など 材料・構造実験など
機械	材料力学 流体力学 熱力学 機械力学 計測・制御 機器 材料 工作・加工 機械設計・製図 実験(実習)	材料力学、塑性力学など 流体力学、流体工学など 熱力学、燃焼工学、伝熱学、蒸気工学など 機構学、精密工学、産業機械工学、振動学など 工業計測、自動制御、精密測定、制御工学など 工作機械、流体機器、生産機械、内燃機械など 金属材料、材料試験法など 加工工学、精密工作、精密加工など 機械製図法、設計法など 工作実習、機械工学実験など
電気	電気理論 電気・電子物性 電気回路 電子回路 計測・制御 機器 高電圧 電力工学 材料 実験(実習)	電気磁気学、基礎電気工学、電子工学、電波工学など 電気物性、電子物性、電子物理学、半導体工学、量子力学など 電気回路など 電子回路など 制御工学、電気応用計測、電磁器測定など 電気機器工学、電力機器、電子機器など 高電圧工学など 発電工学、送配電工学、電力系統工学など 電気材料など 電気実験など

3-3. 建築設備に関する実務経験について

実務経験として認められるものは、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を対象としたものです。

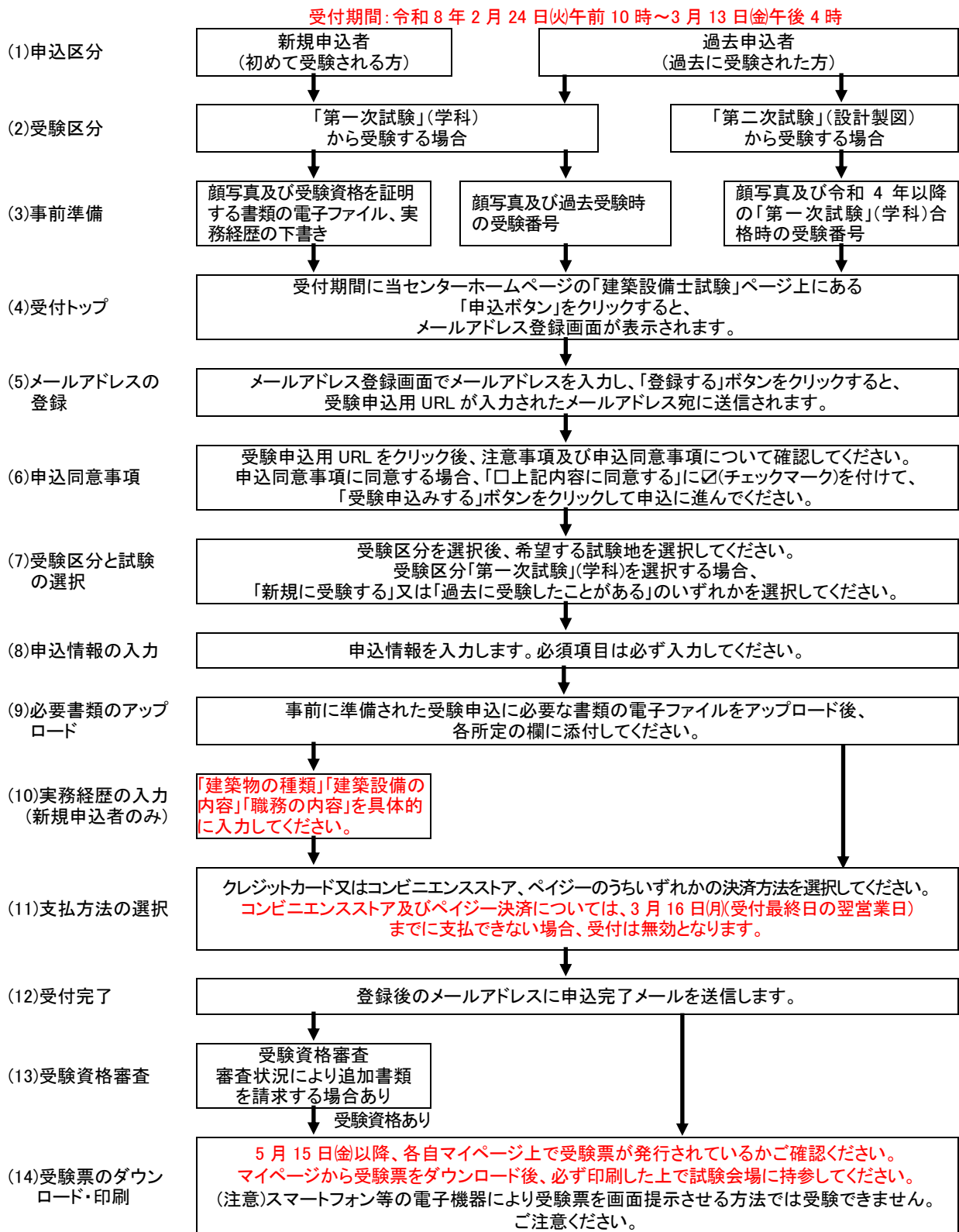
分類	実務内容	建築設備に関する実務経験年数の計算方法等
「建築設備に関する実務経験」として認められるもの	<p>次の①～⑤に掲げる業務等を専門的に行っていた場合</p> <p>①設計事務所、設備工事会社、建設会社、維持管理会社等での建築設備の設計・工事監理(その補助を含む。)、施工管理、積算、維持管理(保全、改修を伴うものに限る。)の業務</p> <p>②官公庁での建築設備の行政、営繕業務</p> <p>③大学、工業高校等での建築設備の教育</p> <p>④大学院、研究所等での建築設備の研究(研究テーマの明示を必要とします。)</p> <p>⑤設備機器製造会社等での建築設備システムの設計業務</p>	<p>実務期間の全部が「建築設備に関する実務経験年数」として計算できます。</p> <p>ただし、左欄の①～⑤に掲げる業務等(大学院での建築設備の研究を除く。)であっても、それを行っていた期間が「昼間の学校の在学中」であった場合には、「建築設備に関する実務経験年数」として計算できません。</p> <p>また、左欄の①～⑤に掲げる業務等を専門的に行っていたことが、実務経歴書のみでは客観的に明らかでない場合は、所要の説明資料の提出が必要となります。(21頁参照)</p>
一部が「建築設備に関する実務経験」として認められるもの	<p>(1)上欄の①～⑤に掲げる業務等を含む設備全般、建築物全般に関する業務を行っていた場合</p> <p>(2)一定期間、建築設備を含まない業務を行っていた場合</p>	<p>実務期間の一部が「建築設備に関する実務経験年数」として計算できます。</p> <p>(1)実務に従事した期間に、実務のうち純粋に建築設備に関する実務の占める割合を乗じたものが建築設備に関する実務経験年数になります。 (割合を乗じた結果、月数に小数が含まれる場合には、その第一位以下を四捨五入して整理します。)</p> <p>(例1) 建築設備と「建築設備以外の設備(高速道路の照明設備や船舶の配管等)」を合わせて設計・工事監理、施工管理等を行っていた場合であれば、「建築設備の実務の占める割合」=100%－「建築設備以外の設備の実務の占める割合」となります。</p> <p>(例2) 建築物全般の設計・工事監理、施工管理等を行っていた場合で、建築設備の他に、意匠や構造を含む実務を行っていたのであれば、「建築設備の実務の占める割合」=100%－(「意匠や構造の実務の占める割合」となります。 なお、建築物全般の設計・工事監理、施工管理等を行っていた場合で、申告された「建築設備の実務の占める割合」が50%を超える場合には、所要の説明資料の提出が必要となります。(20頁参照)</p> <p>(2)建築設備を含まない業務の期間を除いた期間により計算します。</p>
「建築設備に関する実務経験」として認められないもの	<p>(1)建築物の設計・工事監理、施工管理等を行っていたが、このうち建築設備に関する業務に直接携わっていなかった場合</p> <p>(2)単なる作業員としての建築設備に関する業務を行っていた場合 (例)①設計図書のトレース ②計器類の監視、記録 ③機器類の運転 ④その他工事施工における単純労働等</p>	<p>「建築設備に関する実務経験年数」として計算できません。</p>

3-4. 実務経験年数の計算方法について

- (1)実務経験年数を計算する場合、その対象期間は「第一次試験」(学科)の前日(令和8年6月20日)までとなります。
- (2)「資格+実務」(3-1. 受験資格の表中区分(八))により受験申込をする場合、実務経験年数については資格取得の前後を問わず、通算の実務経験年数により算定できます。

§ 4. 受験の申込

4-1. インターネット受付の手順



4-2. 受験手数料 36,300 円(うち消費税額 3,300 円)

(1)受験手数料の納付方法

センター指定のクレジットカード又はコンビニエンスストア、ペイジーいずれかの決済方法により、受験手数料 36,300 円を納付してください。なお、**コンビニエンスストア決済又はペイジー決済により受験手数料を支払う場合、受付最終日の翌営業日である 3 月 16 日(月)までに決済完了してください。**

(2)「第二次試験」(設計製図)から受験する場合においても、受験手数料は 36,300 円となります。

(3)「第一次試験」(学科)から受験かつ「第二次試験」(設計製図)を受験するに至らなかった場合においても、受験手数料は還付しません。

(4)一度納付した受験手数料については、以下の場合を除いて還付しません。

①受験資格審査の結果、受験資格なしと判定された場合。

受験資格審査手数料 2,200 円(うち消費税額 200 円)を控除した 34,100 円(うち消費税額 3,100 円)を還付します。

②センターの責により受験できない場合

③天災等により受験できない場合やセンター理事長が認める場合(「2-5. 天災等の措置(4 頁)」を参照)

4-3. 受験申込に必要な書類

(1)必ず全員が準備するもの

●顔写真の電子ファイル

※正面から撮影の上、鮮明な顔写真の電子ファイルを準備してください。(ファイル形式:JPG 又は JPEG 形式(5MB 以内))

(2)過去に建築設備士試験を受験された方(過去申込者)が準備するもの

①「第一次試験」(学科)から受験申込する場合

昨年度以前に建築設備士試験を受験したことがあり、「第一次試験」の免除回数や免除期間を超過している方や、「第一次試験」に合格したことがない方など、「第一次試験」から受験申込する過去受験者の場合、インターネット申込時に直近の「第一次試験」受験番号を入力し、その受験番号が記載された受験票の写しを添付する必要があります。

※なお、当時の受験票を紛失した、または当時の受験番号が分からない場合は当センターにお電話の上、「建築設備士試験過去受験証明書類紛失届」(16 頁の「参考」参照)を提出してください。

②「第二次試験」(設計製図)から受験申込する場合

令和 4 年以降「第一次試験」に合格した年の受験番号をインターネット申込時に入力する必要があります。

また、対象者については、「第一次試験」に合格した年と同年に受験した「第二次試験」の受験回数を含めて、「第一次試験」合格後の「第二次試験」受験回数が 2 回以下の方に限ります。

※なお、「第一次試験」合格時の受験票を紛失した、または受験番号が分からない場合は当センターにお電話の上、「建築設備士試験過去受験証明書類紛失届」(16 頁の「参考」参照)を提出してください。

(3)初めて受験申込する場合

①JPG 又は JPEG、PDF 形式(5MB 以内)で以下受験資格を証明する書類の電子ファイルを準備してください。

・「学歴+実務」により「第一次試験」(学科)から受験申込する場合

6 頁の 表の区分		最終卒業学校	受験資格を証明する書類	
			認められている課程	個々に認める課程
(一)~(三)		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等	①卒業証明書	①卒業証明書 ②成績証明書又は単位取得証明書
(四)	イ	専修学校(専門課程)(修業年限が 4 年以上かつ 120 単位以上を修了した者に限る。)	①卒業証明書 ②修業年限及び修了単位数を証明する書類(上記①に記述ある場合を除く)	①卒業証明書 ②成績証明書又は単位取得証明書 ③修業年限及び修了単位数を証明する書類(上記①又は②に記述ある場合を除く)
	ロ	イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)(修業年限が 2 年以上かつ 60 単位以上を修了した者に限る。)		
	ハ	イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)	①卒業証明書	①卒業証明書 ②成績証明書又は単位取得証明書
(五)・(六)		職業能力開発総合大学校、職業能力開発短期大学校等	①卒業証明書	①卒業証明書 ②成績証明書又は単位取得証明書
(七)	イ	高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校(普通課程)	①職業訓練の修了証明書 ②高等学校の卒業証明書	①職業訓練の修了証明書 ②成績証明書又は単位取得証明書 ③高等学校の卒業証明書
	ロ	高等学校を卒業した後、職業訓練施設(職業訓練短期大学校を除く。)		
(十)	大学院((受験資格区分(一))で認められている者を除く。) ※「大学院での建築設備の研究」を実務経歴として申込みを行う方は、右に記した書類の提出は不要です。(研究テーマの明示のみ必須。)			①修了証明書 ②成績証明書又は単位取得証明書 ③大学院の入学資格となる学校発行の卒業証明書等 ④大学院の入学資格となる学校発行の単位取得証明書又は成績証明書
	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「学位授与機構」という)の学位が授与されている者(学士は工学に限る、先行区分は「機械工学」「電気電子工学」「建築学」に限る)			
	外国の学校を卒業した者			

・「資格+実務」により「第一次試験」(学科)から受験する場合

6頁の表の区分	資格	受験資格を証明する書類	
(ハ)	イ	一級建築士	「一級建築士免許証」又は「一級建築士免許証明書」の写し ※監理技術者証での提出は認められません。
	ロ	1級電気工事施工管理技士(技士補は不可)	「1級技術検定合格証明書」又は「1級技術検定(第二次検定)合格証明書」の写し ※「1級技術検定(第一次検定)合格証明書」ではありません。 また、監理技術者証での提出は認められません。
	ハ	1級管工事施工管理技士(技士補は不可)	
	ニ	空調調和・衛生工学会設備士	「設備士資格検定試験合格証」の写し ※合格部門は「空調部門」又は「衛生部門」の いずれか 1つでよい。(学会入会後に発行される合格証必須)
	ホ	第1種又は2種、3種電気主任技術者	「免状」の写し

※上表ロ・ハ・ニの資格に該当する方のうち、合格証書交付手続き等の理由により受験申込受付期間最終日の午後3時までに申込が間に合わない場合、センターへお問合せください。**ただし、合格通知が手元に届いている方に限ります。**

②実務経歴の下書き

初めて受験する方につきましては、受験申込受付システムにより実務経歴の入力画面上で実務経歴を入力する必要があります。なお、入力時間には制限があるため、事前の実務経歴の下書きを用意してください。具体的には、約30分以上操作なく画面表示の状態である場合、ページがタイムアウトしてしまい、申込入力が最初からになってしまいますのでご注意ください。

③実務経歴内容補足説明書(21頁参照)

以下のイ又はロに該当する場合、実務経歴内容補足説明書が必要です。22~23頁の用紙に記入済のもの又は受験申込受付システム内ワードファイルに入力済の電子ファイルをJPG又はJPEG、PDF形式(5MB以内)で提出してください。

イ. 建築物全般の設計や工事監理、施工管理等の実務に携わっていた方で、その在職期間に対する建築設備の実務の割合が50%を超える場合。(例:建築士事務所に所属する建築士として業務を行っているが、業務全体のうち建築設備に携わる仕事の割合が50%を超える場合など、一般的には建築物全般に携わる業務を行うはずの立場の方が、建築設備に特化した業務を行っている際には、補足説明書で自身の所属部署や役職の説明が必要となります。)

ロ. 建築設備に関する業務等を専門的に行っていたことが、実務経歴書のみでは客観的に明らかでない場合。

※建築設備の設計や工事監理、施工管理等の実務のみ携わっていた方につきましては、この実務経歴内容補足説明書を提出する必要はありません。

受験申込時に虚偽申請等の不正行為が発覚した場合、合格取消や受験禁止等の処分が課されます。

不正行為は絶対に行わないでください。

「学歴＋実務」による受験申込についての注意事項

7 頁の表に記載されている、「認められている課程」と1文字でも違う課程(単語の順序が違うなども含む。)を卒業された方については、全て「個々に認める課程」に該当します。

例: 電気機械工学科→「認められる課程」

電気機械システム工学科→「個々に認める課程」

※「個々に認める課程」に該当する学科の方が、誤って「認められている課程」を選択して申込みされますと後日提出書類の再提出が必要となり、期日までにご提出が無い場合は受験資格無しとなりますので、必ず申込前にご卒業の学科名をよく確認の上で申込手続きを行ってください。

取り寄せ先の学校の事情等などにより時間がかかる場合でも、こちらから再提出を依頼した期日までに間に合わない場合の提出期限の延長は致しませんのでご注意ください。

(詳細につきましては、§ 3-2. 受験資格に関する学校の課程についての 7 頁を参照してください。)

申込時の証明書類アップロードについての注意事項

申込時に受験資格を証明する書類の電子ファイルをアップロードする場合、文字や様式が鮮明に読み取れるかご確認ください。

画像サイズが小さい、文字が不鮮明、欠落等の不備を確認した場合、書類の再提出を依頼します。

また、証明書類の電子ファイルが読み取れない場合や内容に疑義がある場合等により、個別に原本の郵送を依頼する場合があります。**証明書類の原本については、受験票が発行されるまで必ず手元に保管してください。**

こちらが提示する期限までに証明書類の原本が到着しなかった場合、受験資格なしと判定される可能性がございますためご注意ください。

「外国の学校を卒業した者」の区分での申込についての注意事項

12 頁の表に記載されている、「外国の学校を卒業した者」の区分で申込みを行う方については区分(十)に該当します。

インターネット申込の際に選択する学校区分は必ず「10.その他(大学院・外国学校卒 等)」を選択してください。

提出書類も 12 頁の表に記載されている①～⑤又は①～⑦の書類を提出してください。

提出書類は原本の写しだけでなく、各書類それぞれを和訳した物も合わせて提出が必要になります。

和訳書類は、専門の業者に作成させた物でも、ご自身で和訳した物でも、内容が正確に分かるものであれば作成者の立場は問いません。

4-4. 受験申込に関する注意

(1)顔写真の不備について

顔写真の不備を確認した場合、センターよりその差替を依頼します。差替依頼のメールが対象者に送信されるため、対象者はマイページにログイン後、速やかに顔写真の差替を行ってください。なお、本人確認が困難等の理由により受験申込上明らかな過失がある場合、原則として受験できません。

(2)婚姻等の理由により提出書類と現在の氏名が異なる場合、戸籍抄本(又は謄本)の提出が必要です。

(個人事項証明書又は全部事項証明書でも可)

(3)必要書類に不備がある場合、受付できません。書類を取得するための時間を要するものにつきましては、早めに準備してください。

(4)受験申込に係る提出書類につきましては、受験資格なしと判定された場合を除いて返還しません。

4-5. 受験特別措置

身体に障がいがある等の理由により受験時に特別措置を希望する場合、必ず事前にセンターへお問合せの上、申請してください。

【申請期間】

第一次試験(学科) : 令和8年2月24日(火)～5月14日(休)

第二次試験(設計製図): 令和8年2月24日(火)～7月23日(休)

なお、希望する措置の内容や理由により障がいの程度を証明する書類が必要になる場合があります。

また、試験会場の都合等により希望する措置を受けられない場合もあります。

4-6. 受験票の発行

受験資格審査を通過された方につきましては、**5月15日(金)以降、マイページ上で受験票がダウンロードできるようになります。**

上記日程以降に、各自ご自身でマイページをご確認頂くようお願いいたします。

受験資格審査の結果、無資格となった方には5月15日(金)ごろに無資格通知を郵送するとともに、併せてメールでも通知いたします。

試験前日までにマイページから受験票をダウンロード及び必ず印刷の上、試験会場に持参してください。

※スマートフォン等電子機器による画面上の受験票提示では受験できません。

建築設備士試験過去受験証明書類紛失届

過去に受験した際の受験票又は通知書を紛失した場合は、こちらの書式に必要事項をご記入いただき、この書式を PDF ファイルか jpg 画像ファイルにさせていただき、ネット申込時の過去受験票添付欄に添付することで過去受験票の代わりとすることができます。

氏名

生年月日

(昭・平・令) 年 月 日

過去受験番号（当時の受験番号も分からない方はお電話ください。）

(例：24CA-0001P)

顔写真付きの公的書類の写し（貼付）

氏名・生年月日が分かる公的書類の
表面コピー（裏面不要）を貼付
(運転免許証やマイナンバーカード等)

注意：マイナンバー法の提供制限等の規定により、当センターではマイナンバーの提供を求めたり、特定個人情報を提供したり、提供された情報の取得・保管は致しませんので、マイナンバーカードの写しを貼り付ける場合は、**裏面(マイナンバーが記載された面)は絶対に提出しないでください。**

マイナンバーカードの裏面の写しが添付されていた場合、その届出は受理せず即破棄とし、書類の再提出をお願いさせていただきます。

※PDF ファイルにする場合は 5MB 以下の PDF ファイルに変換するか、書式を印刷してカメラで撮影し JPG 形式で 5MB 以下の画像ファイルにしてください。

§ 5. 受験申込後の届出等

受験申込後に申込情報の変更が生じて**試験地の変更を伴う場合**、センターへお問合せください。

なお、試験地の変更を伴わない場合、センターホームページ等のオンライン上から申請が可能です。

※変更内容により申請方法が異なるため、詳細はセンターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)を確認してください。

5-1. 受験申込記載事項変更届

氏名等に変更がある場合、直ちに以下の要領で届け出てください。

(1) 必要書類

- ① **申込記載事項変更届 オンライン申請** (<https://jaeic-or-jp.prm-ssl.jp/contact/bmee-online-henkotodoke.html>)
- ② 氏名に変更がある場合、戸籍抄本又は謄本(個人事項証明書又は全部事項証明書でも可)の提出が必要になります。
WEB フォームより申請後、センターに証明書原本を郵送してください。

(2) 申請方法

内容	申込区分	申請期間	変更方法
氏名変更	第一次試験 (学科)から	2月24日(火) ～5月8日(金)	①WEB フォームより変更届提出 ②戸籍抄本又は謄本等郵送
	第二次試験 (設計製図)から	2月24日(火) ～7月23日(木)	①WEB フォームより変更届提出 ②戸籍抄本又は謄本等郵送
	上記期間以降に変更が生じる場合、合否通知は旧姓表記となります。		
試験地変更	第一次試験 (学科)から	2月24日(火) ～5月8日(金)	センターへお問合せください
	第二次試験 (設計製図)から	2月25日(火) ～7月23日(木)	

※令和7年度以降、合格証書や不合格通知書の郵送につきましては廃止となり、結果通知の書類につきましては、今後電子発行となります。これにより、試験地変更を伴わない住所変更につきましては申請不要です。

5-2. 試験地変更願

試験地の変更につきましては、転勤等のやむを得ない事情がある場合に限り認めます。センターへお問合せください。

なお、試験地の変更を認めた場合、受験票上で通知します。

(1) 必要書類

① 試験地変更願申請書(センターより個別にご案内の上、メールにて送付いたします。)

② 変更事由証明書類(転居先の住民票、異動辞令の写し、辞令指示の社内メール等)

(2) 上記必要書類についてセンターより指定されたメールアドレス宛に送信

(3) 申請期限

① 「第一次試験」(学科) : 令和8年5月8日(金)必着

② 「第二次試験」(設計製図): 令和8年7月23日(木)必着

§ 6. 実務経歴書等の入力方法

6-1. 実務経歴書の入力方法

番号	勤務先(部課名まで)	在職期間 (業務期間が重複しないよう年代順に記入してください。)		この期間における実務全体の内容及び 建築設備の実務の内容 (在職期間②に対する建築設備の実務の 占める割合⑤を(%)に入力)	実務期間 ②×⑤		
	所在地	【開始年月】 から 【終了年月】	期間②		年	か月	
	地位職名		年				か月
1	①	平成 □・□ 年 月 ②から 令和 □・□ 年 月	自動計算され ません。	④	自動計算され ません。	自動計算され ません。	
	③			建築設備の割合: ⑤ (%)			

・「建築設備に関する実務経験」として認められる在職期間を入力してください。

・実務経歴につきましては、勤務先の部課ごとに入力してください。

①欄の入力方法

- ・「勤務先」については部課名まで、「所在地」については番地まで入力してください。
- ・部署異動や転職等がある場合、次の番号欄に入力してください。

②欄の入力方法

「在職期間」については、「第一次試験」(学科)の試験日前日(令和8年6月20日)まで算入することができます。

③欄の入力方法

「地位職名」については、実務経歴ごとの最終的な職位を入力してください。

④欄の入力方法

「実務の内容」については、次の「建築物の種類」、「建築設備の内容」、「職務の内容」の全てを含んだ内容を入力してください。
(いずれか欠ける場合、具体的な内容でないとして、受験資格に含まれないと判定される場合があります。)

・「建築物の種類」とは、

共同住宅、「事務所ビル」、「ホテル」、「病院」、「工場」等のことである。

(船舶、道路、トンネル等は建築物に該当しません。それらに係る実務経験は、建築設備の実務経験として認められません。)

・「建築設備の内容」とは、

建築物に設ける「空調・換気設備」、「給排水衛生設備」、「電気設備」、「昇降機」等のことである。(詳しくは1頁参照)

(建築物に設ける設備や機器等の場合でも、発電所の発電設備、浄水場の水処理設備、工場の生産設備等事業用の設備については、建築設備として認められない場合があります。)

・「職務の内容」とは、

建築設備の設計・工事監理、施工管理、積算、保全改修を伴う維持管理、営繕業務、教育、研究、システムの設計業務等のことである。

(設計図書のトレース、計器類の監視・記録、機器類の運転、工事施工における単純労働、保全改修を伴わない維持管理等については、建築設備の実務経験として認められません。)

⑤欄の入力方法

・建築設備の実務に占める割合が100%でない場合、その理由を上記④の欄に入力してください。

・建築物全般の設計・工事管理、施工管理等の実務経験があり、その在職期間に対する建築設備の実務の割合が50%を超える場合、実務経験内容補足説明書(21頁)を作成してください。

6-2. 実務経歴書の入力例 (6-1 の④欄・⑤欄の入力例)

(1) 良い例

マンションや事務所ビル等の給排水衛生設備について、設計及び積算を行った。
建築設備の割合:(100%)

解説: 建築物の種類、建築設備の内容、職務の内容について、全て入力している。

事務所ビルやショッピングセンター等について、建築物全体の設計を行い、意匠、構造、設備(空調・衛生・電気)等の設計を行った。実務経験の割合は、それぞれ1/3程度である。
建築設備の割合:(33%)

解説: 建築物の種類、建築設備の内容、職務の内容について入力がある上、割合の説明もある。

発電所の電気設備の施工管理を行った。行った工事の50%は、発電所の建屋(事務所部分)に対する受変電、照明等の電気設備工事であり、残りの50%は、事業用の発電に係るものである。
建築設備の割合:(50%)

解説: 建築物の種類、建築設備の内容、職務の内容について入力がある上、割合の説明もある。

(2) 悪い例

空調設備の設計を行った。
建築設備の割合:(100%)

解説: 建築設備とは建築物に設ける設備であるが、建築物の種類について入力がないため、建築設備であるか否か判定できない。

マンション等の施工を行った。
建築設備の割合:(100%)

解説: 建築設備の内容について入力がないため、建築設備の実務経験として認められない。また、「施工」のみの記述では、「工事施工における単純労働」との解釈もできるため、建築設備の実務経験として認められない。

工場の設備の改修工事の施工管理を行った。
建築設備の割合:(100%)

解説: 「設備」のみ記述では、「事業用の生産設備」との解釈もできるため、建築設備の実務経験として認められない。

マンションや事務所ビル等について、建築物の意匠、構造、設備(空調・衛生・電気)等の設計を全て行った。
建築設備の割合:(100%)

解説: 建築設備以外の実務内容が含まれるため、実務の割合を下げる必要がある。なお、建築物全般の設計等に携わっており、建築設備に関する実務経験が50%を超える場合、実務経験内容補足説明書(21頁)が必要です。

6-3. 実務経験内容補足説明書の入力例

「建築物全般の設計・工事監理、施工管理等の実務経験があり、その在職期間に対する建築設備の実務の割合が 50%を超える場合」又は「建築設備に関する業務等を専門的に行っていたことが実務経歴書では客観的に明らかでない場合」、以下のとおり実務経験内容補足説明書を作成の上、受付画面上の所定欄に添付してください。

※建築設備の設計や工事監理、施工管理等の実務のみに携わっていた場合、この実務経験内容補足説明書を提出する必要はありません。

(1) 記入事項

- ①氏名 ④全ての実務内容とそのうち建築設備の実務内容
- ②現住所 ⑤建築設備の実務の割合を計算した考え方(④と関連させて)
- ③在職期間 ⑥組織の業務全体のうち、どの部分を担当していたか明記された組織図

(2) 用紙

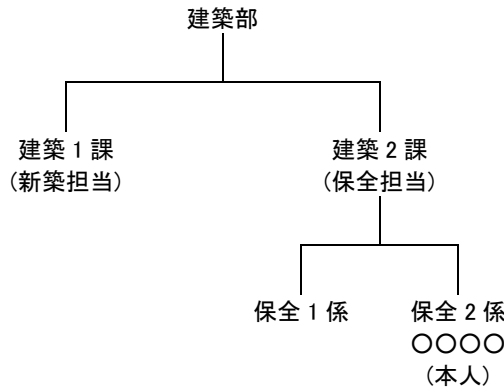
22～23 頁の記入用紙を印刷し手書きで作成(作成後スキャン等でデータ化)、又は受付システムにあるワードファイルを使用してください。

(3) その他

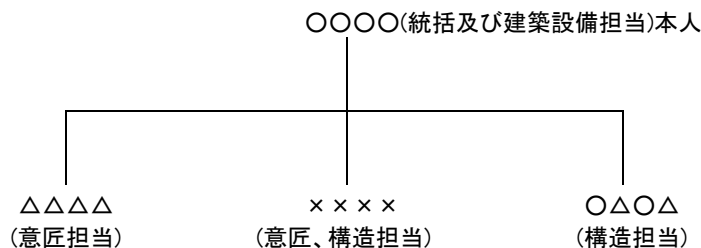
上記(1)④及び⑤、⑥の記述に関わる客観的資料(パンフレット等)

記入例

1. 当社所有の事務所ビルの保全担当として、建築設備を含む建築物全体の維持管理業務を行った。
業務としては、内外装の改装、建具の修繕のほか老朽化した設備機器の改修、配管の取替も行い、建築設備の実務が全体の実務の半分以上を超えており、建築設備の占める割合を 60%とした。
なお、所属していた建築 2 課は保全担当で、新築、増築は建築 1 課が担当している。



2. 建築設計事務所の管理建築士として、貸ビル、住宅等の基本設計、実施設計の統括を行った。このとき、構造と意匠については、担当者を置いて対応したが、建築設備については、自ら計画、設計を行った。
業務の割合は、統括業務が 80%、建築設備担当としての業務が 20%であるが、統括業務の 1/2 が建築設備の実務であったので、 $80\% \times 1/2 + 20\% = 60\%$ となり、実務全体の 60%が建築設備の実務の占める割合となる。



実務経験内容補足説明書

整理番号

作成年月日:令和 年 月 日

フリガナ		〒	〔電話() - 〕
氏名			

在職期間: 年 月 ~ 年 月

在職期間: 年 月 ~ 年 月

作成年月日:令和 年 月 日

在職期間: 年 月～ 年 月

在職期間: 年 月～ 年 月

§ 7. 試験日当日の注意事項

7-1. 試験日当日の携行品

(1)「第一次試験」(学科)

- ①必ず携行するもの：受験票(マイページからダウンロードしたものを必ず印刷したうえで試験会場に持参してください。スマートフォン等電子機器による画面上の受験票提示では受験できません。)、黒鉛筆又はシャープペン(HB又はB程度)、消しゴム
- ②携行できるもの：電卓(加減乗除、ルート、メモリー、%機能、関数機能を限度としてプログラム機能を有せず、小型で音のしないもの)、鉛筆削り、時計(小型で、通信機能や計算機能の無いもの)に限る。アラーム等音の機能の使用は不可)、
「建築一般知識」及び「建築法規」の時間に限り 2冊以内の法令集の持込みを許可します。また、建築法規の問題を解答する場合に限り、その使用を認めます。
条文等順序の入替や挿入を行っている法令集の使用は認めません。また、簡単な書込みや印刷以外に解説等があるものも認めません。使用を認めている簡単な書込みや印刷とは、関連法令の名称、番号、掲載ページ等を示す脚注や改正年月日、アンダーライン程度です。
(詳細は「7-2. 「第一次試験」(学科) 試験会場に持込みできる法令集について」を参照)
- ③携行できないもの：ボールペン、電動消しゴム、筆記用具等収納ケース、その他上記①、②以外のもの

(2)「第二次試験」(設計製図)

- ①必ず携行するもの：受験票(マイページからダウンロードしたものを必ず印刷したうえで試験会場に持参してください。スマートフォン等電子機器による画面上の受験票提示では受験できません。)、黒鉛筆又はシャープペン(HB又はB程度)、消しゴム
- ②携行できるもの：電卓(加減乗除、ルート、メモリー、%機能、関数機能を限度とし、プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの)、製図板(45cm×60cm程度、傾斜台(まくら)の使用可)、T定規(60センチ程度)、平行定規(平行定規は、製図板に水平線を引くための定規のみついているものに限る。)、その他の定規(直定規、三角定規、雲型定規)、円・だ円・正三角形・正方形及び文字用の型板(テンプレート)、三角スケール、分度器、コンパス、ディバイダー、ハケ、画びょう、製図用テープ、しんホルダー、鉛筆削り、字消し板、問題チェック用の蛍光ペン・色鉛筆等、時計(小型で、通信機能や計算機能の無いもの)に限る。アラーム等音の機能の使用は不可)、滑り止めマット(他の受験者の妨げになるものは不可)
※上記の定規類は必ず携行する必要はありませんが、定規による作図を推奨いたします。
- ③携行できないもの：ドラフター、問題用紙つり器具、認めている図形及び文字用以外の型板(テンプレート)、点線・破線等を引くことができる型板(点線スケール)、そろばん、メモ用紙、トレーシングペーパー、電動消しゴム、筆記用具等収納ケース、その他上記①・②以外のもの
※上記①・②であっても、他の受験者の妨げとなるおそれのあるもの等不適当なものは持込みを認めていません。
- ④昼食について：試験中は外出できません。昼食が必要な方は各自持参してください。また、昼食は試験時間中にとることを認めますが、他の受験者に迷惑がかからないよう自席で適宜済ませてください。
(注)試験場へ飲物を持ち込むことにつきましては、ペットボトル等ふた付きのものに限り認めます。

■無線通信機器について

スマートフォン、スマートウォッチ、スマートグラス等の無線通信機能を有する機器(無線通信機器)については、試験時間内の使用を禁止します。使用した場合は不正行為とみなし、処分の対象となります。試験時間内は、無線通信機器の電源を必ず切って、かばんの中にしまってください。

試験開始後、機器を操作するような行為が確認されたり、かばんの中にしまわず机の上に置いていたり、身に付けていたりした場合は、不正行為とみなし退場処分となりますのでご注意ください。

7-2. 「第一次試験」(学科)試験会場に持込みできる法令集について

■「建築法規」の問題を解答する場合に限り、次の1及び2の条件を満たす法令集の使用を認めます。

条件1. 条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと(条文等の省略は認める)。

条件2. 次に掲げる簡単な書き込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。

- イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示(法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする)
- ロ. 改正年月日
- ハ. アンダーライン(二重線、囲み枠含む)
- ニ. ○、△、×の記号

注 意

- ① ホームページ等から条文を印刷したものや法令集をコピーしたものは使用を認めません。
- ② 紛らわしい書き込みがある法令集については、使用が認められない場合や判断に時間を要する場合があります。この場合、法令集を参照できない状態での受験となります。
- ③ 法令集は、**2冊まで**使用できます。(詳細は、以下の「使用が認められる法令集の持込冊数の考え方について」参照)

■ **持込みを許可している法令集以外のものを使用した場合、退場を命じます。**

使用が認められる法令集の持込冊数の考え方について

「建築法規」の問題を解答する場合に限り、2冊まで法令集の使用が認められます。冊数の考え方は以下のとおりとなります。なお、3冊以上の法令集、使用できない法令集、追録等はカバンの中にしまってください。

●法令集

- ・法令集が法令編と告示編で分れて発行されているものは、それぞれ1冊と判断します。
- ・法令編と告示編が同一の書籍名でないもの、発行年が違うもの等であっても、2冊まで使用できます。

使用できる2冊の例:

- ・「令和8年 A 法令集(法令編)」と「令和8年 A 法令集(告示編)」
- ・「令和8年 A 法令集(法令編)」と「令和8年 B 法令集(告示編)」(違う出版物の組合せでも可)
- ・「令和8年 A 法令集(法令編)」と「令和7年 A 法令集(法令編)」(年度の違う法令集でも可)

●追録、追補、訂正表等

- ・使用する法令集に付随する追録、追補、訂正表等(以下、「追録等」という。)は1冊と数えず使用できます。
- ・使用する法令集とは違う出版物の追録等や使用する法令集と発行年が違う追録等は、付随する追録等には該当しませんので、使用できません。

追録等が使用できない例:

- ・「令和8年 A 法令集」に「令和8年 B 法令集の追録」(違う出版物の法令集の追録は使用できない)
- ・「令和8年 A 法令集」に「令和7年 A 法令集の追録」(発行年が違う追録は使用できない)

・「追録等のみ」を使用する法令集の1冊として数えることはできません。(追録等のみを使用はできません。使用する法令集に付随する追録等が使用できます。)

●注意

- ・法令集や追録等をコピーしたものやホームページからダウンロードしたものは、使用できません。
- ・追録等に掲載されている条文を法令集に書込むことはできません。
- ・追録等に書き込み等ができる条件は、法令集と同じです。

■書き込み等の具体例

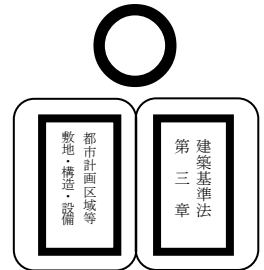
認めている書き込み等の例

関連条文等の指示・見出しの例(条件2、イ・ハの例)

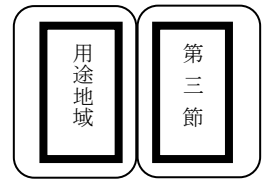
【構造耐力】

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが60mを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 二 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物(高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。)又は同項第三号に掲げる建築物(地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。
 - ロ 前号に定める基準に適合すること。



P8



令 81 条 P208

認めていない書き込み等の例

条文の次に関連の別表を挿入した例(条件1に違反した例)

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

- 一 別表第1(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもの
- 二 別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(1)項の場合にあっては客席、同表(2)項及び(4)項の場合にあっては2階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するもの
- 三 別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの
- 四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないもの

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物 (第6条、第27条、第28条、第35条―第35条の3、第90条の3関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途		(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分(1)項の場合にあっては客席、(2)項及び(4)項の場合にあっては2階、(5)項の場合にあっては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200㎡(屋外観覧席にあっては、1,000㎡)以上	
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	300㎡以上	

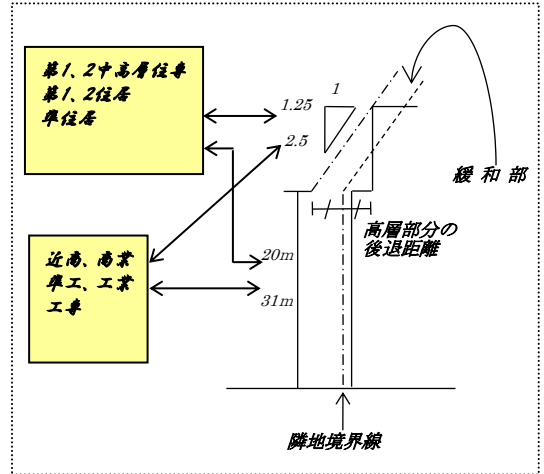


解説を付した例(条件2に違反した例)

【建築物の各部分の高さ】

第56条 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。

- 一 別表第3(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる地域、地区又は区域及び容積率の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表(ハ)欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表(ニ)欄に掲げる数値を乗じて得たもの
- 二 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、イ若しくはニに定める数値が1.25とされている建築物で高さが20mを超える部分を有するもの又はイからニまでに定める数値が2.5とされている建築物(ロ及びハに掲げる建築物で、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあるものを除く。以下この号及び第7項第二号において同じ。)で高さが31mを超える部分を有するものにあつては、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、イからニまでに定める数値を乗じて得たものに、イ又はニに定める数値が1.25とされている建築物にあつては20mを、イからニまでに定める数値が2.5とされている建築物にあつては31mを加えたもの
- イ 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物(ハに掲げる建築物を除く。) 1.25(第52条第1項第二号の規定により容積率の限度が30/10以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、2.5)
- ロ 近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物(ハに掲げる建築物を除く。)又は商業地域、工業地域若しくは工業専用地域内の建築物 2.5
- ハ 高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の2/3以上であるもの 2.5
- ニ 用途地域の指定のない区域内の建築物 1.25又は2.5のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの



認められない書込み等の例 A・・・「早見表」に相当するもの（条件1に違反した例）

次の条文に関連して、表を書込み又は貼付しているもの（早見表に相当するもの）

- ・建築基準法第55条（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）
- ・建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）
- ・建築基準法第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）



用途地域	種類の 高さの限度	高さ制限			日影規制	高度地区
		道路	隣地	北側		
第一種・第二種低層住居専用地域	10又は12	1.25L	—	5+1.25L	地方公共団体の条例で、適用区域、測定面及び日影時間を定める（*）	都市計画で、高さの最高限度又は、最低限度を定める
第一種・第二種中高層住居専用地域	—	1.25L (1.5L)	20+1.25L	10+1.25L		
第一種住居地域	—	1.25L (1.5L)	20+1.25L	—		
第二種住居地域	—	1.25L (1.5L)	20+1.25L	—		
近隣商業地域	—	1.5L	31+2.5L	—	—	—
商業地域	—	1.5L	31+2.5L	—		
工業地域	—	1.5L	31+2.5L	—		
無指定	—	1.25L	20+1.25L	—	（*）と同じ	—

（認められない理由）

上記のような表の書込み又は貼付は、建築基準法第55条～56条の2の解説に該当し、「早見表」に相当することから、認められない書込み又は貼付である。

- ・建築基準法第52条（容積率）・・・脚注の条文にある計算式を書き込み又は貼付したもの

9 建築物の敷地が、幅員15m以上の道路（以下この項において「特定道路」という。）に接続する幅員6m以上12m未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が70m以内の部分において接する場合における当該建築物に対する第2項から第7項までの規定の適用については、第2項中「幅員」とあるのは、「幅員（第9項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が70m以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値を加えたもの）」とする。（イ）（ロ）（ワ）（キ）（ク）

政令=令135条の18
⇒406



（容積率の制限について前面道路の幅員に加算する数値）（テ）

第135条の18 法第52条第9項の政令で定める数値は、次の式によつて 法52条9項⇒81

計算したものとす。 （イ）（ワ）（ネ）（ナ）（ユ）⑬⑭

$$W_a = \frac{(12 - W_r)(70 - L)}{70}$$

この式において、 W_a 、 W_r 及び L は、それぞれ次の数値を表すものとする。

W_a 法第52条第9項の政令で定める数値（単位 m）（ワ）（ネ）（ユ）⑬

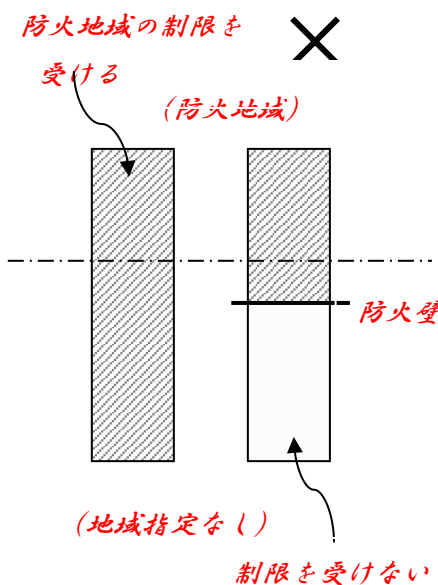
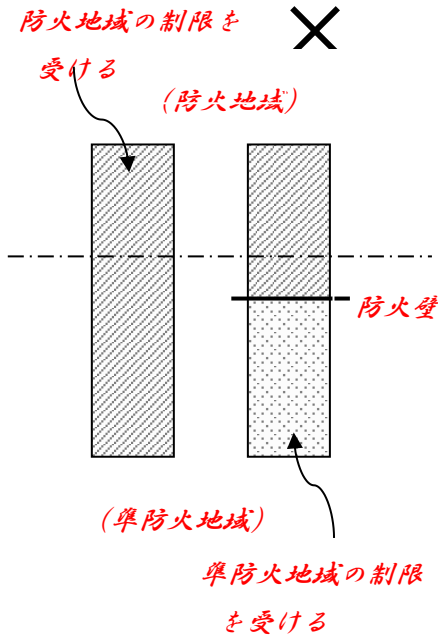
W_r 前面道路の幅員（単位 m）

L 法第52条第9項の特定道路からその建築物の敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長（単位 m）（ワ）（ネ）（ユ）⑭

（認められない理由）

上記のような条文の書込み又は貼付は、建築基準法施行令第135条の18を引かなくても解答できる可能性があり、「早見表」に相当し、認められない書込み又は貼付である。（式のみも認められない）

認められない書込み等の例 B・・・解説を付したものとみなされる例（条件 2 に違反した例）



で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は扉で、高さ 2m 以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては、この限りでない。(よ)(ト)㊦

(屋根)

第62条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。(ト)(レ)(ネ)㊦

(隣地境界線に接する外壁)

第63条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。㊦

(看板等の防火措置)

第64条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ 3m を超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。㊦

(建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)

第65条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部についてそれぞれ防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。(よ)㊦

2 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定

(認められない理由)

上記のような図の書込みをすることにより、建築基準法第 65 条の解説となる。したがって、認められない書込みである。

認められない書込み等の例 C・・・「早見表」に相当するもの（条件2に違反した例）

法別表第1



建築基準法



別表

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第6条、第21条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係）
 (ト) (ニ) (ホ) (ト) (ニ) (ホ) ④ **耐火建築物** **準耐火建築物**

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
用途		(イ)欄の用途に供する階	(イ)欄の用途に供する部分 ((1)項の場合にあつては客席、(2)項及び(4)項の場合にあつては2階、(5)項の場合にあつては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計(ニ)	(イ)欄の用途に供する部分の床面積の合計(ニ)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの ＜注＞ 政令=未制定	3階以上の階	200m ² （屋外観覧席にあつては、1,000m ² ）以上	
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの(ト) ＜注＞ 政令=令115条の3、1号 ⇒332	3階以上の階	300m ² 以上(ニ) 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場 ×	(ニ)
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの ＜注＞ 政令=令115条の3、2号 ⇒332	3階以上の階	2,000m ² 以上(ニ) 公衆浴場、待合、料理店、飲食店、又は物販（10m²以内を除く） ×	(ニ)
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの(ト) ＜注＞ 政令=令115条の3、3号 ⇒332	3階以上の階	500m ² 以上(ニ) 映画スタジオ、テレビスタジオ ×	(ニ)
(5)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの ＜注＞ 政令=未制定		200m ² 以上	1,500m ² 以上
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの ＜注＞ 政令=令115条の3、4号 ⇒333	3階以上の階		150m ² 以上

(認められない理由)

上記のような文字による書込みは、建築基準法第27条又は建築基準法施行令第115条の3を引かなくても、別表1のみで解答できる可能性があり、「早見表」に相当し、認められない書込みである。

認められない書込み等の例 D・・・解説を付したものとみなされる例（条件2に違反した例）

消防法施行令（抄）

別表

別表第1（第1条の2—第3条、第3条の3、第4条、第4条の2の2—第4条の3、第6条、第9条—第14条、第19条、第21条—第29条の3、第31条、第34条、第34条の2、第34条の4—第36条関係）



は、特定防火対象物を示す

防火管理者必要

10人収容 ▲

30人収容 ▲

50人収容 ■

(1)	イ <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</u> ロ <u>公会堂又は集会場</u>
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ <u>遊技場又はダンスホール</u> ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ <u>カラオケボックス</u> その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、 <u>料理店</u> その他これらに類するもの ロ <u>飲食店</u>
(4)	<u>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</u>
(5)	イ <u>旅館、ホテル、宿泊所</u> その他これらに類するもの ロ <u>寄宿舎、下宿又は共同住宅</u>
(6)	イ 次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する <u>病院</u> （火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する <u>診療所</u> (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、 <u>有料老人ホーム</u> （避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、 <u>介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</u> その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）

（認められない理由）

上記のような凡例による文字の書込みをすることにより、消防法施行令別表第1のみで、解答できる可能性がある。したがって、認められない書込みである。ただし、凡例等がなく、○、△、×等の記号のみの場合は、許容する。

参 考

持込みが認められるものの例

条件1を満たすものの例→条件2を満たしていることを確認したものに限って、持込みを認める。

建築六法	国土交通省建築指導課・市街地建築課	監修	全国加除法令出版	発行
国土交通六法（社会資本整備編）	国土交通省大臣官房総務課	監修	東京法令出版	発行
建築基準法令集（法令編）（様式編）（告示編）	国土交通省住宅局 日本建築学会	編集	技報堂出版	発行
基本建築関係法令集（法令編）（告示編）	国土交通省住宅局建築指導課 建築技術者試験研究会	編集	井上書院	発行
建築基準法関係法令集	国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 日建学院	編集	建築資料研究社	発行
基本建築基準法関係法令集	国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 建築技術研究会	編集	建築資料研究社	発行
建築基準法令集 〔井上〕建築関係法令集	オーム社 建築法令研究会	編集	オーム社 井上書院	発行 発行
建築基準法規集	東京建築士会 東京建築士会法規委員会	監修 編集	新日本法規出版	発行
建築関係法令集（法令編）（告示編） 建築設備関係法令集	建築法規編集会議 国土交通省住宅局建築指導課 建築技術者試験研究会	編集 編集	総合資格 井上書院	発行 発行
建築基準関係法令集 電気事業法令集 電気関係法規 管工事施工管理関係法規集	TAC株式会社 全国建設研修センター	編集 編集	TAC株式会社 東洋法規出版 日本電気協会 新日本法規出版	発行 発行 発行 発行

< 持込みが許可されないものの例 >

条件1に抵触しているものの例

× 建築基準法設備関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築基準法構造関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築基準法防火・防災関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築基準法集団規定関係法令通達集	建設省住宅局市街地建築課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築設備技術関係法規要覧	建築設備研究会	監修	三協法規出版	発行

条件2に抵触しているものの例

平成10年6月12日公布改正建築基準法	建設省住宅局建築指導課・市街地建築課	監修	新日本法規出版	発行
平成11年5月1日施行改正建築基準法(1年日施行)の解説	建設省住宅局建築指導課・市街地建築課	監修	新日本法規出版	発行
平成12年6月1日施行改正建築基準法(2年日施行)の解説	建設省住宅局建築指導課	編集	新日本法規出版	発行
平成14年建築基準法改正の解説	建設省住宅局市街地建築課	編集	工学図書株式会社	発行
平成19年6月20日施行改正建築基準法・建築士法及び関係政省令等の解説	国土交通省住宅局建築指導課 国土交通省住宅局市街地建築課 等	監修	サンパートナーズ	発行
× 建築基準法・建築士法[改正]のポイント 平成19年6月20日施行[法令・告示]条文集	建築技術研究会	編集	建築資料研究社	発行
× 図解建築法規	国土交通省住宅局建築指導課	編集	新日本法規出版	発行
× 建築申請memo	建築申請実務研究会	編集	新日本法規出版	発行
× 消防基本六法	消防法規研究会	編集	東京法令出版	発行
× 注解消防関係法規集			全国加除法令出版	発行
× 電気設備技術要覧	総合設備研究会	編集	三協法規出版	発行
（第2 電気設備の技術規準に解説があるため、当該部分はずせば可とする。）				
× 電気事業法の解説	資源エネルギー庁電力・ガス事業部 原子力安全・保安院	編集	経済産業調査会	発行
× 解説自家用電気工作物必携	関東東北産業保安監督部	編集	文一総合出版	発行

< 別冊・付録の例 >

× 最新建築関係法令集‘11年版の別冊	建築法規研究会議	編集	成美堂出版	発行
× 建築関係法令集の付録(CD-ROMを含む)	建築法令研究会	編集	井上書院	発行

注：本体の法令集については、条件1を満たすものの例として個別にチェックする。

使用が認められる平行定規と型板について

注 意

使用が認められる **平行定規** 及び **型板 (テンプレート)** 以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、十分注意してください。

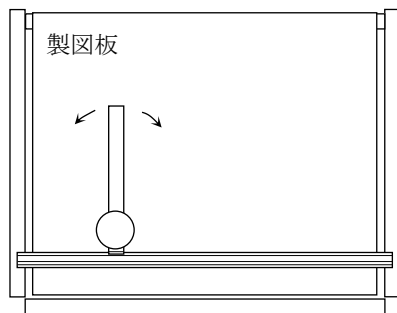
平 行 定 規

○使用が認められる例

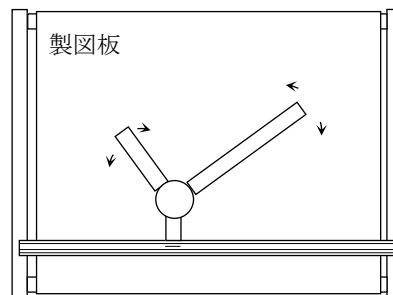
1. 平行定規は、製図板に水平線を引くための定規のみがついているものに限る。
2. 製図板は、大きさが 45 cm×60 cm 程度 (A 2 用) のものまでとする。(平行定規の装着部分を含めた大きさは、製図板の 1 割程度大きいものまでとする。)
 なお、傾斜用の軽易なまぐらの使用は可とする。ただし、使用に際しての製図板の傾斜角度は 30 度以下とする。

×使用が認められない例

1. 垂直線又は角度線を引くための定規が装着されているもの



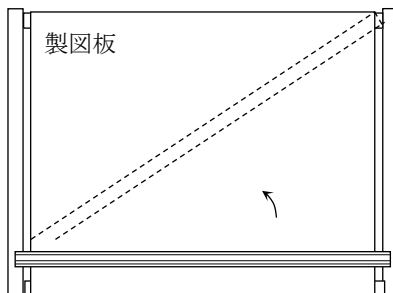
(例 1) ×



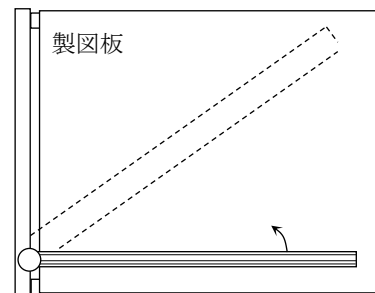
(例 2) ×

2. 水平線を引くための定規が自由に傾斜するもの

(ただし、自由に傾斜しないように固定して、水平に保ったまま使用する場合に限って可)

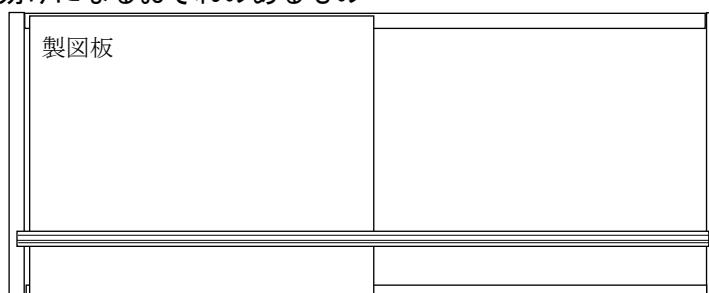


(例 3) ×



(例 4) ×

3. 他の受験者の妨げになるおそれのあるもの



(例 5) ×

テンプレート

○使用が認められる例

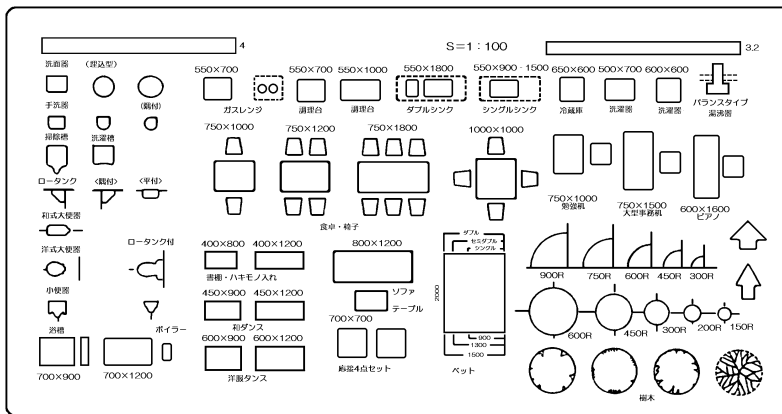
円、だ円、正三角形、正方形及び文字を描くための型板

※なお、目印としてマークしたものの、シールを貼ったものの使用は認めません。

×使用が認められない例

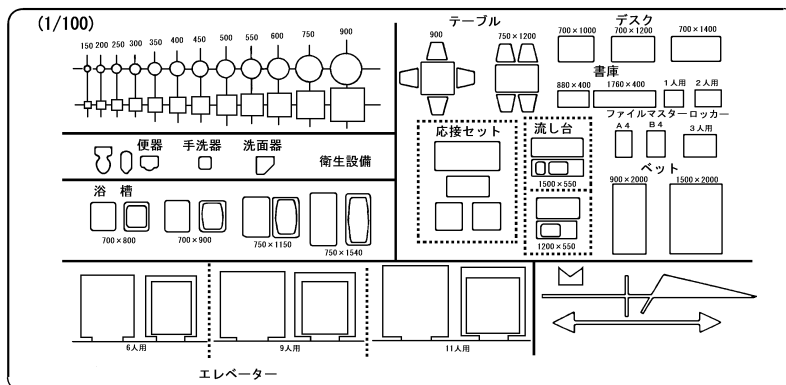
1. 家具、衛生機器、建築部位、建築設備を描くための型板

(例) ×



2. 円、だ円、正三角形及び正方形（以下「認められる図形」という。）を組み合わせ、予め、上記1に掲げる図を描くために作成されたと思われるものや、認められる図形が、同じ大きさ及び間隔で配置されている等、製図の作業性を高めるもの

3. 認められる図形及び文字を描くための型板と、上記1、2が一体となったもの

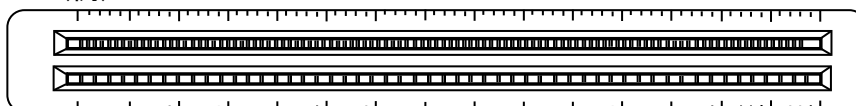


(例) ×

4. 尺貫法にもとづく目盛りがついたもの

5. 点線・破線等を引くことができる型板（点線スケール）

(例) ×



使用が認められる電卓について

注 意

- ・使用が認められる電卓以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、十分注意してください。

○使用が認められる例

加減乗除、ルート、メモリー、%機能、関数機能を限度とし、プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの

(使用することができる電卓に通常設置されているキーの例)

・置数キー	1	2	3	...	9	0	00
・クリアキー	C	AC					
・計算命令キー	+	-	×	÷	=		
・独立メモリーキー	MRC	MR	M+	M-			
・関数計算機能キー	sin	cos	tan				

×使用が認められない例

次に掲げる条件に一つでも該当する電卓は、使用することができません。

1. プログラム機能等があるもの

例えば、次に示すようなキーがあるものは、プログラム機能等を有しているので使用することができません。

ENTER	RUN	PRO	PROG		
EXE	COMP	P1	P2	P3	P4
PF1	PF2	PF3	PF4		

2. アルファベットやカナ入力ができるもの

例えば、次に示すようなキーがあるものは、アルファベットやカナ文字入力機能等を有しているので使用することができません。

あ	い	う	...
ア	イ	ウ	...
A	B	C	...

筆記用具等収納ケースについて

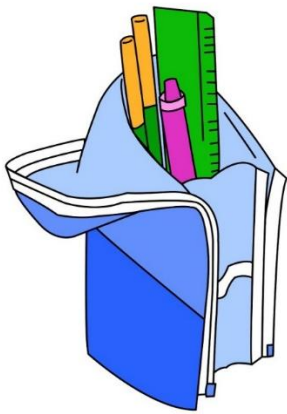
注 意

例示のようなペンケース、ファイルボックス等の筆記用具等を収納できるもの(機能が類似しているものを含む。)は、試験時間中には使用できません。机の上に置かず、かばんの中にしまってください。使用した場合には、退場を命じますので、十分注意してください。

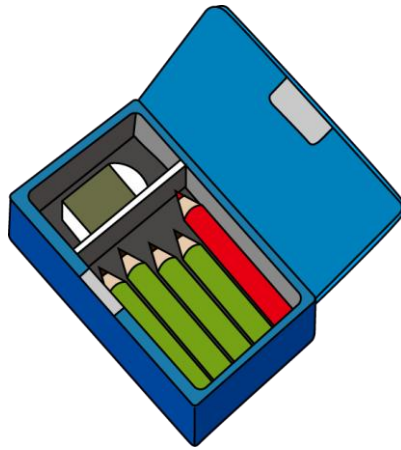
試験時間中は「必ず携行するもの」「携行できるもの」以外のものは、使用できません。

なお、衣類のポケット等を使用して、筆記用具等を収納する行為も不正行為となりますので、十分注意してください。

■筆記用具等収納ケースの例示



例 1



例 2



例 3



例 4



例 5

7-3. 試験会場到着後の注意点

試験会場の入口に受験番号による試験室の割り当てを掲示しています。それに従って入室してください。

なお、試験会場の都合上、試験開始 60 分前まで入室できません。

受験票を紛失した場合、あらかじめ案内係にその旨を申し出た上、受験票の再交付を依頼してください。その際は、顔写真付身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示が必要です。受験票のない方は受験することができません。

試験会場でカンニング等の不正行為が発覚した場合、受験中止の措置後に退場となります。また、一定期間受験禁止等の処分が課されます。不正行為は絶対に行わないでください。

§ 8. 試験会場

8-1. 「第一次試験」(学科)試験会場

試験地	試験会場	所在地	最寄りの交通機関
札幌市	かでの2.7	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目	札幌市営地下鉄「さっぽろ駅」徒歩9分 札幌市営地下鉄「大通駅」徒歩11分
仙台市	宮城県建設産業会館	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48	地下鉄南北線「勾当台公園駅」下車徒歩15分 市営バス「交通局東北大学病院前」下車徒歩3分
東京都	東京電機大学 千住キャンパス	東京都足立区千住旭町5番	「北千住駅」東口(電大口)から徒歩5分 (JR 常磐線・日比谷線・千代田線・東武伊勢崎線・つくばエクスプレス)
名古屋市	名城大学 天白キャンパス 共通講義棟南	名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地	地下鉄鶴舞線「塩釜口」駅下車、1番出口(右方向)徒歩約4分
大阪府	新梅田研修センター	大阪市福島区福島6-22-20	JR大阪駅1F中央北口・桜橋口より徒歩12分 JR大阪環状線「福島駅」下車、徒歩7分
広島市	広島県情報プラザ	〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47	市内電車→広電本社前下車徒歩約7分 市内バス→ベイシティ宇品便広島情報プラザ前下車徒歩約1分
福岡市	南近代ビル	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南4-2-10	西鉄バス「山王公園」下車徒歩1分
沖縄県	沖縄職業能力開発促進センター	〒904-0105 中頭郡北谷町字吉原728-6	路線バス:63番謝苺線 謝苺二区バス停下車 自動車 :国道58または330号線から県道24号線に入り謝苺二区バス停に所在

8-2. 「第二次試験」(設計製図)試験会場

試験地	試験会場	所在地	最寄りの交通機関
札幌市	北海道経済センター	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目	札幌市営地下鉄「大通駅」徒歩3分
仙台市	宮城県建設産業会館	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48	地下鉄南北線「勾当台公園駅」下車徒歩15分 市営バス「交通局東北大学病院前」下車徒歩3分
東京都	東京電機大学 千住キャンパス	東京都足立区千住旭町5番	「北千住駅」東口(電大口)から徒歩5分 (JR 常磐線・日比谷線・千代田線・東武伊勢崎線・つくばエクスプレス)・つくばエクスプレス
名古屋市	名城大学 天白キャンパス 共通講義棟東	名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地	地下鉄鶴舞線「塩釜口」駅下車、1番出口(右方向)徒歩約4分
大阪府	新梅田研修センター	大阪市福島区福島6-22-20	JR大阪駅1F中央北口・桜橋口より徒歩12分 JR大阪環状線「福島駅」下車、徒歩7分
広島市	広島市文化交流会館 3階「大会議室 銀河」	〒730-8787 広島市中区加古町3-3	JR広島駅から 広島バス24号線 吉島病院又は吉島営業所行き乗車(約25分) > 加古町バス停下車 > 徒歩1分
福岡市	西南学院大学 中央キャンパス 4号館	〒814-0002 福岡市早良区西新6-2-92	・西鉄バス「修猷館前」バス停下車徒歩5分 ・地下鉄「西新」下車(1番出口)徒歩5分

(注)試験会場については変更される場合があります。

そのため第一次試験については令和8年5月15日以降発行する受験票により再度確認してください。

第二次試験については、令和8年7月23日以降にマイページより受験票を印刷の上、再度確認してください。

8-3. 「第一次試験」(学科)試験会場案内図

<p>■試験地・札幌市 かでの2.7</p> <p>アクセスマップ</p>	<p>■試験地・仙台市 宮城県建設産業会館</p>
<p>■試験地・東京都 東京電機大学東京千住キャンパス</p> <p>東京千住キャンパス</p>	<p>■試験地・名古屋市 名城大学天白 CP 共通講義棟南</p>
<p>■試験地・大阪府 新梅田研修センター</p>	<p>■試験地・広島市 広島県情報プラザ</p>
<p>■試験地・福岡市 南近代ビル</p>	<p>■試験地・沖縄県 沖縄職業能力開発促進センター</p>

§ 9. 受験問合せ先

公益財団法人 建築技術教育普及センター				
本部・支部名	郵便番号	所在地		電話番号
本部・関東支部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル	050(3645)8435
北海道支部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル	011(221)3150
東北支部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48	宮城県建設産業会館	022(223)3245
東海北陸支部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26	昭和ビル	052(261)6816
近畿支部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31	O M M	06(6942)2214
中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15	新大手町ビル	082(245)8055
九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅前 2-8-10	T O F U K U 3	092(471)6310

§ 10. 建築設備士制度に関する法令及び告示

■ 建築士法(抄)(昭和 25 年法律第 202 号)

(定義)

第 2 条

5 この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。

7 この法律で…(中略)…、「設備設計」とは建築設備(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第三号に規定する建築設備をいう。以下同じ。)の各面平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「設備設計図書」という)の設計をいう。

■ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

(設計及び工事監理)

第 18 条(第 1 項～第 3 項 略)

4 建築士は、延べ面積が 2,000 m²を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りでない。

(業務に必要な表示行為)

第 20 条(第 1 項～第 4 項 略)

5 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、第 1 項の規定による設計図書又は第 3 項の規定による報告書(前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあつては、当該報告の内容)において、その旨を明らかにしなければならない。

■ 建築士法施行規則(抄)(昭和 25 年建設省令第 38 号)

(建築設備士)

第 17 条の 18 建築設備士は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ 建築設備士として必要な知識を有するかどうかを判定するための学科の試験であつて、次条から第 17 条の 21 までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録学科試験」という。)に合格した者

ロ 建築設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための設計製図の試験であつて、次条から第 17 条の 21 までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録設計製図試験」という。)に合格した者

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

■ 建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づき国土交通大臣が定める要件(平成 13 年 国交告第 420 号)

建築士法施行規則(昭和 25 年建設省令第 38 号)第 17 条の 18 の規定に基づく国土交通大臣が定める要件を次のように定める。

建築士法施行規則(昭和 25 年建設省令第 38 号)第 17 条の 18 に規定する国土交通大臣が定める要件は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

一 未成年者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 精神の機能の障害により建築設備士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

参考資料 1

建築設備士の活用等の状況

■建築士試験の受験資格

「建築設備士」は、一級建築士、二級建築士及び木造建築士について、実務経験なしで受験資格が付与されます。

■設備設計一級建築士講習の受講資格

- ①講習の受講資格となる実務経験について、「建築設備士」として建築設備の設計・工事監理の際に建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った当該業務も実務経験と認められます。
- ②講習の講義及び修了考査において、「建築設備士」は、「建築設備に関する科目」が免除されます。

■登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習の受講資格等

「建築設備士」は、登録建築設備検査員講習については受講資格が付与されるとともに受講科目のうち「建築設備定期検査制度総論」や「建築学概論」をはじめとする8科目が免除され、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習については受講科目のうち「建築学概論」が免除されます。

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(略称「建築物省エネ法」)関係

「建築設備士」は、建築物省エネ法に基づく登録適合性判定員講習について、受講資格が付与されます。

■建築士法関係

建築士事務所の開設者が設計受託契約及び工事管理受託契約を締結しようとするとき又は締結したときに交付すべき書面に記載する事項として、業務に従事する「建築設備士」の氏名が規定されています。

■建築基準法関係

- ①東京都及び大阪府においては、行政指導により「建築設備士」の記入欄が設けられている「建築設備工事監理(状況)報告書」を工事完了時まで提出することとされています。
- ②「確認申請書」及び「完了報告書」、「中間検査申請書」において、建築士が建築設備の設計・工事監理の際に意見を聴いた「建築設備士」の記入欄が設けられています。

■建設業法関係

「建築設備士」は所定の実務経験(1年以上)を有することにより、電気工事業、管工事業のそれぞれについて、次の①～③の事項の対象となる資格となっています。

- ①一般建設業の許可の基準における専任技術者(営業所ごとに必置の専任の技術者)
- ②主任技術者(工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者)
- ③経営事項審査の技術力評価における評点各1点の付与

■消防法関係

「建築設備士」は、防火対象物点検資格者講習について、5年以上の実務経験を有する場合、受講資格が付与されます。

■国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(略称「グリーン購入法」)関係

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達等の推進に関する基本方針」は、国(国会、各省庁、裁判所等)独立行政法人等に対し、環境負荷の低減に資する原材料、役務等(以下「環境物品等」という。)の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものであるほか、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましいと定められています。この基本方針のうち、「省エネルギー診断」が環境物品等の一つとして定められていますが、国、独立行政法人等が「省エネルギー診断」の調達を実施する際の判断基準として、一定の技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者又はこれらの者を使用する法人が、空調設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の稼働状況並びにエネルギーの使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修及び運用改善についての提案を行うこととなっており、その技術資格の一つとして「建築設備士」が定められています。

■公共建築設計者情報システムにおける活用

公共建築設計者情報システムは、建築設計業務(意匠・構造・設備等設計業務)及び公共住宅等の団地計画等を行う設計事務所等の情報をデータベース化し、国土交通省・地方公共団体等の公共発注機関でその情報を利用し、円滑、かつ、公正な受託者選定を支援するシステムです。

(一社)公共建築協会の公共建築設計者情報センターでは、掲載を希望する設計事務所等から「入力システム」を通じて提供された情報を収集の上、「センターシステム」によりデータベース化し、「検索システム」として構築したデータベースを公共発注機関に提供しており、このシステムの専門別人数等の情報において「建築設備士」の人数等を入力することとされています。

■建設コンサルタント業務競争参加資格審査における活用

①国土交通省(旧建設省分)測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書

有資格者数の審査において、建築関係建設コンサルタント業務の審査対象となる資格として「建築設備士」が掲げられており、有資格者数の点数算定では一級建築士と同様に5点が付与されています。

〈資格審査(抜粋)〉

《総合点数の算定方法》
 下記A～Dの4項目につき、3～5段階に区分し、点数を付与します(300点満点)。
 総合点数=3×A+B+5×C+D
 A=年間平均実績高の点数(10～30点) C=有資格者数の点数(10～30点)
 B=自己資本額の点数 (10～30点) D=営業年数の点数 (10～30点)

《審査(C 有資格者数の点数対象)となる資格》

業種区分	X(5点)	Y(2点)
建築関係 建設コンサルタント業務	一級建築士(構造設計一級建築士証 又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。) 建築設備士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	二級建築士 建築積算士(建築積算資格者)

注 業種区分の有資格者数の点数の算定方法は、X欄の資格は有資格者数に5を乗じ、Y欄の資格は有資格者数に2を乗じて、その和に応じた点数を付与することとしています。

※ 「作成の手引き」別表において、「建築設備士はその登録を受けている者」とされています。

〈一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)(抜粋)〉

19 有資格者数(人)

構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算士 (建築積算資格者)	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補
技術士												
総合技術管理部門 (地質を除く対象科目)	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工學部門	電気電子部門	機械部門	情報工學部門	総合技術管理部門 (地質調査)	地質調査	
第一種電気 主任技術者	伝送交換 主任技術者	線路 主任技術者	A P E C エンジニア	R C C M	地質調査技士	補償業務管理士	公共用地経験者	土地家屋調査士	司法書士			

②その他の機関の申請書においても、「建築設備士(旧建設省告示名称: 建築設備資格者)」の人数を記入する欄が設けられているものがあります。

■ESCO事業における活用

「ESCO(Energy Service Company の略)事業」は、既存建物の省エネルギー診断を行い、設計、施工、導入した設備の維持管理、事業資金の調達等を包括的に実施するものであり、ESCO事業者は、ESCO事業期間中の光熱水費の削減額をもってESCO事業に係る費用を賄い、光熱水費の削減額を保証します。行政機関等において「ESCO事業」を導入するに当たり、その募集要項等に、応募者の資格要件のうち設計役割を担う応募者には一定の資格を有する者を所属させることが定められており、今までに、その資格の一つとして、「建築設備士」を定めた実績があります。

参考資料 2

試験の結果等データ

■ 建築設備士試験の結果

(単位:人)

年 合格 率 等 区分	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	実受験者数	合格率	実受験者数	合格率	実受験者数	合格率	実受験者数	合格率	実受験者数	合格率
	合格者数		合格者数		合格者数		合格者数		合格者数	
第一次試験 (学科)	2,900	32.8%	2,813	31.4%	2,726	30.0%	2,807	33.3%	2,950	26.1%
	950		882		818		935		769	
第二次試験 (設計製図)	1,158	52.3%	1,111	46.4%	1,299	48.7%	1,371	53.4%	1,275	44.2%
	606		516		632		732		563	
総 合	3,217	18.8%	3,183	16.2%	3,302	19.1%	3,403	21.5%	3,584	15.7%
	606		516		632		732		563	

■ 建築設備士登録者数(令和7年3月31日現在【引用元】(一社)建築設備技術者協会)

(単位:人)

都道府県等	登録者数
北海道	1,305
青森県	138
岩手県	119
宮城県	906
秋田県	140
山形県	130
福島県	202
茨城県	596
栃木県	266
群馬県	310
埼玉県	3,215
千葉県	3,113
東京都	7,356
神奈川県	4,346
新潟県	419
富山県	335
石川県	506

都道府県等	登録者数
福井県	233
山梨県	116
長野県	496
岐阜県	490
静岡県	728
愛知県	2,616
三重県	358
滋賀県	300
京都府	539
大阪府	3,619
兵庫県	1,742
奈良県	707
和歌山県	120
鳥取県	113
島根県	127
岡山県	217
広島県	884

都道府県等	登録者数
山口県	189
徳島県	106
香川県	251
愛媛県	174
高知県	102
福岡県	1,581
佐賀県	108
長崎県	115
熊本県	227
大分県	163
宮崎県	106
鹿児島県	205
沖縄県	256
外国	4
計	40,394

建築設備士を目指す皆さんへのご注意！

■資格を取得するには

資格を取得するには、建築士法施行規則により、国土交通大臣登録試験実施機関であるセンターの実施する試験に合格する必要があります。

■まぎらわしい民間団体の勧誘にご注意

- 建築設備士を目指す方に対して、センターとまぎらわしい名称を用いて、国家試験免除等と称し国家資格につながる業務を行っている団体であるかのような印象を与えて勧誘し、多額の料金を得て申込手続きの代行等を行っている団体がありますが、これらの団体はセンターとはまったく関係のない団体です。
- センターは建築設備士の受験について、電話やダイレクトメール等で勧誘することはありません。
- センターでは、このような代行機関等は一切設置していません。

■受験申込は直接センターへ

最近各地で、上記のまぎらわしい民間団体と申込みをした方との間で、いろいろなトラブルが多発しております。このようなトラブルを防ぐため、受験の申込みは、ご本人で直接センターに所定の方法で行って下さい。

■おかしい？と思ったらセンターまで

他にもこれに類したまぎらわしい団体が行う試験等がありますので、「おかしい？」と思ったらセンターまでお問合せ下さい。